

れいわ ねん ど だい かいきょう と し しょうがいしゃ せ さくすいしんしん ぎ かい てきろく
令和4年度第1回京都市障害者施策推進審議会（摘録）

- 1 日時 令和4年9月13日（木） 14時00分～16時30分
2 場所 キャンパスプラザ京都 2階 ホール
3 出席者

(1) 委員

井川恵美子委員、石田真由美委員、岩井浩委員、上田克枝委員、
岡千栄子委員、岡田康平委員、岡田多栄子委員、岡田まり委員（会長）、
岡田幸美委員、岡本弥一郎委員、岡山祐美委員、加藤太一委員、
川田よしみ委員、小坂義夫委員、酒伊良行委員、島寄明子委員、
清水一史委員、谷淵啓委員、田村和宏委員、塚崎直樹委員、時森康郎委員、
中西昌哉委員、中村眞理子委員、橋本英憲委員、橋本理恵委員、
長谷川唯委員、半田優委員、松田光博委員、南裕一郎委員、山中泰紀委員

（30名、五十音順）

欠席者：赤穂美栄子委員、野村裕美委員、濱井千代委員、古川暁子委員、
三木秀樹委員

(2) 事務局

徳永博己保健福祉局障害保健福祉推進室長
波床将材こころの健康増進センター所長
須蒲浩二障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長
澤岡淳亮障害保健福祉推進室在宅福祉課長
北垣政治障害保健福祉推進室施設福祉課長
大塚眞理子地域リハビリテーション推進センター企画課長
寺山京美子ども若者はぐくみ局若者未来部子ども家庭支援課児童支援担当課長

4 議題

議題1 障害福祉計画・ほほえみプラン進捗状況「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に掲げる施策及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況について

(1) 説明：資料2及び資料3に基づき、事務局・須蒲課長から説明

(2) 質疑

松田委員

障害者権利条約の日本政府審査において、日本では施設や病院から地域

への移行が進んでいないこと、障害者本人の意思が大事にされていないこと、インクルーシブ教育が進んでいないことが大きな問題であるとされた。

私は、現在、家族と暮らし、作業所に通いながら、週2回程度ヘルパーを使っている。4年ほど前から、通っている事業所の自立体験室で週に1回程度、介助者と一緒に一人暮らしの練習をしており、慣れてきたが、町や電車等でのトラブルが心配である。このようなトラブルがあるため、地域で暮らすことが難しい人がたくさんいると思うので、地域の人に、障害についてわかってもらいたい。そのために、地域の人と一緒に活動したり、交流したり、インクルーシブ教育を進めて、子どもたちに障害のある人のことを理解してもらいたい。

また、イライラした時や調子が悪い時に相談に乗ってもらえる人がいれば、落ち着いて行動でき、トラブルも減ると思う。地域移行を進めるに当たり、在宅で暮らしている人の相談に乗ったり、話を聞いたりできる人を増やして、障害特性に合った支援をしてほしい。

調査について、知的障害を持つ人のほとんどは、家族や同居の人が代わりに答えることになるが、丁寧に説明し、本人の気持ちを聞いて回答するのは無理だと思う。本人に直接会って、丁寧に説明し、気持ちを聞いてもらわないと間違った調査になってしまうため、時間がかかっても本人の意思や気持ちがわかる調査をしてください。

やまなかいいん 山中委員

資料2「(2)施設入所者の地域生活への移行」の数があまりにも少ない。コロナ禍とは言え、地域移行が進んでいないのが京都市の現状だと思う。施設にいる方が地域で暮らすための情報を知らない、家族の方も重度の方でも地域で暮らしているという現状を知らないのではないかな。

いきなり施設から出て一人暮らしをするのは不安も多いため、自立体験室のような支援をするなど段階を踏んで徐々に地域移行につなげていけるような取組に力を入れてほしい。

国連でも脱施設と言っているが、京都市からそういった取組が行われることを願っている。

おかやまいん 岡山委員

8月に国連の障害者権利委員会による対日審査が行われ、総括所見にお

いて、障害児の分離教育（特別支援教育）や精神科強制入院の中止などが要請された。日本政府及び自治体は、この総括所見を尊重し、今後の施策に反映させていただきたい。

また、同日「緊急時を含む脱施設化ガイドライン」が公表された。コロナ禍の一番の被害者は、施設入所者及び精神科病院等の長期入院患者である。この2年半、面会や外出が制限され、著しく不自由な生活が強いられている。コロナ禍における入所者や入院患者の人権を救済するためにガイドラインが作成されたため、京都市でも率先してガイドラインを尊重しつつ、障害者施策の推進を進めていただきたい。

次に、脱施設化、分離教育とインクルーシブ教育、地域生活やインクルーシブ教育の権利に反対する人について意見する。

① 脱施設化について

障害者の施設収容が進んでいるこの状況を、今すぐ「脱施設」の方向へと抜本的に転換していくために5つ要望する。

- ・「脱施設化」を極めて重要な施策目標として掲げ、予算措置の見直し含めた具体的な取組を行ってください。
- ・官民あげて「脱施設化を進めるネットワークづくり」をより一層進めてください。
- ・「ゼロ・アドミッション」（施設入所待機者ゼロ）を目指してください。
- ・地域での「支援付きの一人暮らし」の啓発活動を京都市としても積極的に行ってください。
- ・国連の見解では、施設入所は「選択」とみなされていないことに留意して施策を展開してください。

② 分離教育とインクルーシブ教育について

障害のある子どもたちが、どのような障害があろうと、普通校の通常学級に在籍し、障害のない子どもと同じ教室で学ぶこと、否定されてはならない権利として、保障してください。そのために必要な障害の状態に応じた個別の支援と合理的配慮の提供を教育機関に義務付けてください。

③ 地域生活やインクルーシブ教育の権利に反対する人について

京都市においては、反対する人の気持ちを受け止めつつも、障害者権利条約の精神の立場に立ち、反対する人に対して根気強く丁寧な説明をしていただき、障害者の権利を守っていただくようお願いする。

岡委員

身体障害児者父母の会連合会では会員が高齢化していることから、どうしても子どもを手放さなければならないといった悩みがある。地域で育てたい思いはあるが、重度身体障害や重度の知的障害の子どもがほとんどで自分では上手く意思を伝えられないため、親が今後の人生を決めることになる。父母の会でもシェアハウスやグループホームを設置しているが、人手不足が大きな課題となっている。

24時間体制を整えても、職員がいないと何も進まない。職員の募集はしているが入ってこないため、施設に入るといふ方が何人か出てきている。

一概に地域で育てるといっても様々な課題があり、数字だけを拾うのではなく、一つひとつの課題を解決していくことが大切ではないかと感じている。

島寄委員

地域移行に関して、私の娘はヘルパーに手伝ってもらいながら一人暮らしを始めて3年が経った。京都ダウン症児を育てる親の会では、これまで娘を含め4人が一人暮らしを始めた。娘の場合、週末は実家で過ごし、週4日ヘルパーのお世話になっている。

JCIL（日本自立生活支援センター）がヘルパーを派遣してくれたが、人手不足の状態である。人手不足を解消するには、お金を出すこと、ヘルパーの給料を上げることだと思う。ぜひ京都市にはヘルパーを増やすための支援をお願いしたい。

次に、インクルーシブ教育について、娘は小学校、中学校、高校を普通学級に通わせたが、みんなと同じ環境の中で育ててよかったと思っている。ほほえみプランの中に「一人一人のニーズに応じた教育の実施」として総合支援学校や育成学級の記載があるが、多くの障害児を普通学級から排除するための口実に見えている。クラスに障害のある子がいて机をならべていれば、わかることもたくさんある。子どもが減っているにもかかわらず、特別支援学校に通う子どもが増えており、国連とは真逆の方向に向かっているため、なんとかしてほしい。

インクルーシブ教育を知らない人もまだまだ多くいるため、国連が障害児を分離した特別支援教育の中止を要請したことはありがたく思っている。京都市がインクルーシブ教育の先駆けとなっていただきたい。

こさかいいん
小坂委員

すみ慣れた地域で障害者も高齢者も共に過ごせる社会を作ることが重要である。子どものころから周囲の人がその子の特性等を知っていることで、何かあったときに助けられるというところにメリットがあると思っ

ている。知的障害で普通学級に通っていた知り合いがいるが、障害があることを隠していたために、大人になっても計算ができない、漢字が読めない、買い物もできない生活を送っている。大切なことは『障害者の教育を受ける権利』であり、義務教育を終えた時に最低限度の社会生活ができる教養を身につけていることが大切で、そのためには普通学校、支援学校どちらが適しているかを判断することが重要である。普通学校に通うのであれば自らの障害を公表した上で、インクルーシブ教育の中で最低限の生活能力を身に付けることが大切である。そうでなければ、支援学校で自分にあつた教育を受けながら、地域生活の中で交流を図ることを考えれば良い。

障害者権利条約においても生まれ育つたところ、知り合いのいるところに戻るのであればよいと思うが、例えば、精神障害の方が病院を出て、知り合いのいないまったく知らない場所で暮らすことは、障害を知られたくない気持ちもわかるが、人権は障害者本人にもあるし、地域の人にもある。地域の人も安心して暮らせるということ誰が保障するのか。障害者権利条約は、障害の有無に関わらず憲法の保障する『基本的人権』は対等であり、障害を理由とした人権侵害を防ぐものであり、障害者を過剰に保護するものではなく、障害者自身も努力しなければならない。自立するということは、地域社会で精一杯やって、足りないところはヘルパーに助けてもらうという意識を持たなければならない。

おかだかいちよう
岡田会長

同じような障害でも家族の方でも視点が異なれば意見も異なってくるため、様々な意見があるかと思う。このように多くの意見交換を行っていか

ぎだい
議題2 京都市障害者生活状況調査等の調査の実施について

せつめい
(1)説明:

- 資料4、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき、事務局・須蒲課長から説明
- 岡田まり委員から「ワーキンググループからの調査のお願い」に基づき、説明

しつぎ
(2)質疑

なかにししいん
中西委員

市が実施する別紙2「施設入所者待機者調査」について、調査を実施することに異議はないが、調査名称を変更いただきたい。「待機」という言葉は、準備万端の状態にあることをいうが、突然入所せざるを得なくなった方や、総合的に見て、入所することがこれからの生活が安心であると判断された方も多くおられると思う。その方々は待機という言葉に当てはまらないため、「施設入所想定者」あるいは「施設入所状況遭遇可能性者」といった表現にしていきたい。施設入所を希望された方を含め、将来の居住支援を望む方に対する調査になると思われるため、単に「施設入所待機者」とするのはいかがかと思う。

また、調査票について問17、問18の回答項目に、「5 介護サービスやヘルパー時間数などの見守りが不足しているから」、「6 グループホームなどの地域基盤が不足しているから」とあるが、これらが不足していなければ、施設入所を希望されますか、されませんかといった質問があってもよいのではないか。

その他、「施設に入らず、引き続き、地域での生活ができますか」という表現があるが、施設に入ることがマイナスに見えてしまうため、「あなたが望む生活を実現するためには」といった表現にしてどうか。

じむきょく すがまかちやう
事務局・須蒲課長

いただいた御意見を踏まえ、質問項目、回答項目を再考させていただく。

おかだかいちやう
岡田会長

ここでいう「施設入所待機者」とは現時点で入所の申し込みをされている方という理解でよいか。

じむきょく すがまかちやう
事務局・須蒲課長

そのとおりである。

こさかいじん
小坂委員

調査方法に「団体等の協力を得て会員等に周知、回答を依頼」とあるが、団体から会員に対して周知するのか、それとも京都市が会員に直接連絡され

るのか教えていただきたい。

事務局・須蒲課長

無作為によるアプローチは考えておらず、各団体を通じて会員の皆様に周知、回答協力をお願いしたいと考えている。

田村委員

18歳を超えても障害児の入所施設に入所し続けている、いわゆる障害児入所施設の超過児問題が京都市でもあると思う。このような課題についても今回の待機調査に合わせて、障害児入所施設に入所している大人の障害者の現状を把握し、どのように地域移行を進めるのか、どのような社会的資源が必要なのかについて議論を始めていく必要があるのではないかと考える。

現状は経過措置期間として、子どもの施設に入っているにも報酬が支払われているが、経過措置期間が終了すれば、報酬が支払われなくなる。そうすると大人の施設を作らなければならない、その一方で子どもの定員は減らさないといけないとなるが、そうするとセーフティネットの役割はどうなるのかといった課題が出てくる。

超過児問題は全国的には少ないがかなり大きな問題であり、特に京都、大阪は人数も多いため大きな課題として取り組む必要があると認識している。

岡山委員

調査票については、当事者や家族が理解しやすく、答えやすくなるよう、もう少しわかりやすい表現を使用していただきたい。

事務局・須蒲課長

過剰児問題については、市内でも障害児入所施設が障害者施設に切り替わるなど一定、改善してきている状況にある。

調査票の表現については、わかりやすい表現を意識し、見直したい。

岡田(幸)委員

調査の方法について、日本語と手話は別言語であるため、ろうあ者が細かいところまで正しく理解して、回答するのは難しいのではないかと不安に感じ

ている。そのため、実態把握になりにくいのではないかと感じるため、できれば手話での調査も検討いただきたい。

また、施設に暮らすなかまも調査に答えるのは難しいのではないかと思う。なかまは重複障害が多いため、手話でもすれ違うこともあり、個々人の気持ちを引き出すためには多様なコミュニケーション手法が必要である。

待機者調査、入所者調査については、支援者の回答になってしまうかもしれないため、松田委員の意見にもあったように障害者本人の気持ちをきちんと表せる調査を実施していただきたい。

岡田(多)委員

視覚障害においてもホームページでの回答のほか、点字や拡大文字でも難しい方が増えてきているため、団体に調査員を委嘱して聞き取りをしてもらうなどの方法も検討いただきたい。

事務局・須浦課長

調査票は、墨字版と点字版を検討しており、手話対応は想定していない。御意見いただいたケースについても、必要に応じて団体の方にも御協力いただきながら実施ついて検討していきたい。

岡田会長

ホームページでの回答というのはハードルが高いように思うが、いかがか。

事務局・須浦課長

市の財政状況も踏まえた調査方法となっているが、多くの意見を集めたいと思っているので、調査方法については改めて検討したい。

小坂委員

肢体障害者協会でも高齢化もあり、ダウンロードして回答するのが難しい人も多くなっている。各団体と相談し、どういった方法がよいか検討のうえ、対応いただければありがたい。

岡田会長

調査においては、回答する方や回答方法によって結果が大きく変わって

る。事^じ実^{じつ}と異^{こと}なる結^け果^{っか}にな^こつては困^こるた^まめ、本^{ほん}日^{じつ}委^い員^{いん}から出^でた意^い見^{けん}を参^{さん}考^{こう}に
事^じ務^む局^{きょく}では内^{ない}容^{よう}、方^{ほう}法^{ほう}につい^て検^{けん}討^{とう}いた^だけ^ればと^おも^う。

いじょう
(以上)